資料２
H22.11.24

資料集（テーマ② 居住の安定を確保し、地域・団地の特性に応じた、大規模団地の再生）

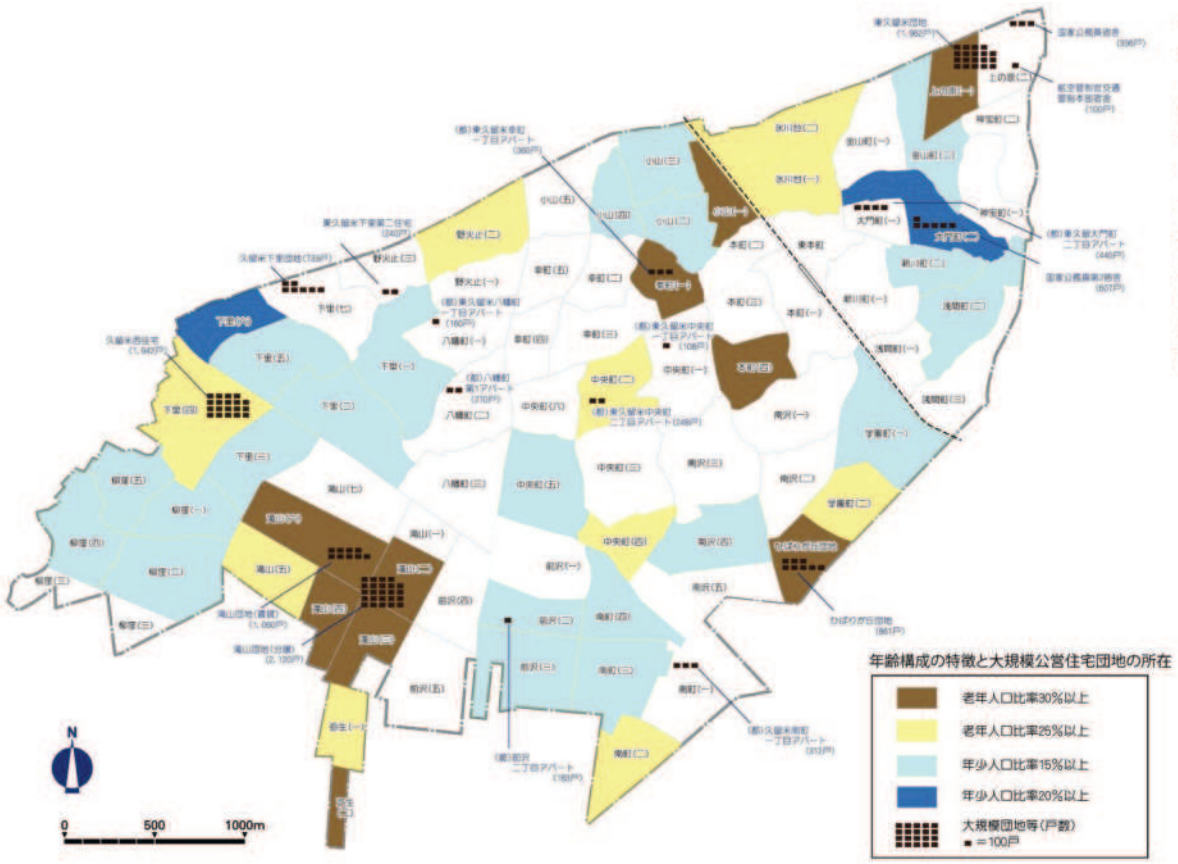
議論のポイント 見取り図

■左記に示すように、東久留米市には、① 建替えが進められている団地と、② そうでない団地があります。条件が異なることから、以下のように分けつつ、以下の❶～❺'について議論します。

		■団地のためだけでなく、市全体にとって貴重な「種地」の活用	■団地に必要とされる施設・機能の導入 ■団地内商店街のあり方	■多様な世代が住む団地、住み続けられる団地
		❶ 建替え等で生ずるまとまった土地の利用方法を、周辺住民や関係者とどう検討し、調整するか？	❷ 地域から求められている団地の姿 ❸ 建替えに合わせた生活関連施設・機能の導入は？ ❸' 建替えない団地で必要な生活関連施設・機能は？ その提供方法は？ ❹ 団地と一体的に整備された商店街の今後のあり方は？	❺ 建替えない団地で、多様な世代の居住をどう実現するか？ ❺' 建替えない団地で住み続けられるためには？
① 建替え中	●東久留米団地 など	大規模な空閑地（約7.15ha）が生じます。	建替えに合わせて、生活利便施設や生活支援機能が導入されます。 緑の保存・再生、公園の整備や緑化が進められています。	高齢化も進んでいますが、多様な規模・間取りの住戸が供給され、様々な世代・世帯が入居します。 バリアフリー化、耐震化などは、建替え時に対応済です。
	●ひばりが丘団地			
② 建替えない	●滝山団地 など		生活関連サービスの場所を提供できる可能性があります。	高齢化への対応と、ファミリーなど多様な世代の新たな居住が課題となっています。 既存住宅・設備のバリアフリー化や耐震化が課題となっています。

全体概況

図　年齢構成(高齢化状況)と大規模団地の所在が合致している



資料）高齢化率・15 歳未満の年少人口比率：東久留米市「住民基本台帳」(平成 20 年 1 月 1 日)

表　東久留米市における公営住宅の建設状況（抜粋）

（平成22年2月1日）

住宅名	所在地	種別	戸数	構造	入居年
ひばりが丘団地	ひばりが丘団地	独立行政法人 都市再生機構	922 (内建替 後635)	鉄筋コンクリート造り 2～12階建	昭和34・35 平成16・19・20 工事中
東久留米団地	上の原1・2丁目	独立行政法人 都市再生機構	1,766 (内建替 後1016)	鉄筋コンクリート造り 3～10階建	昭和37・38 平成17・19 工事中
滝山団地	滝山6丁目	独立行政法人 都市再生機構(貸貸)	1,060	鉄筋コンクリート造り 5階建	昭和 43.44
	滝山 2・3・6丁目	独立行政法人 都市再生機構(分譲)	2,120	鉄筋コンクリート造り 5階建	昭和 44.45
滝山東団地	滝山6丁目	独立行政法人 都市再生機構	36	鉄筋コンクリート造り 5階建	昭和 62
国家公務員宿舎	上の原2丁目	財務省	336	鉄筋コンクリート造り 4階建	昭和 38.39
国家公務員第2宿舎	大門町2丁目	財務省	607	鉄筋コンクリート造り 5階建	昭和 43
久留米西住宅	下里4丁目	東京都住宅供給公社	1,942	鉄筋コンクリート造り 4階建	昭和 44.46
航空交通管制本部宿舎	上の原2丁目	国土交通省	100	鉄筋コンクリート造り 4階建	昭和 38.40.43

資料）東久留米市「統計　東久留米　平成 21 年版」

地区計画にみる方向性と規制、利用転換が考えられる敷地の状況　← 論点①関連

●東久留米団地

・東久留米団地は、東久留米市の北東部地域に位置する面積約 27.3ha の住宅団地で、昭和 37 年に建設された。
・その後、「グリーンヒルズ東久留米」へ団地の建替え事業が行われている。

図　東久留米団地周辺（上の原地区）　地区計画等の概要

■地区計画の目標

・老朽化した団地の建替えに合わせた**生活拠点の整備**と、既存のオープンスペースを活用した**身近な交流拠点の整備**
・生活拠点において商業・福祉・コミュニティ施設の機能と基盤施設の整備を行うこと、及び身近な交流拠点において、**武蔵野の面影を残す緑豊かな公園緑地の保全･活用・ネットワーク化を図る**ことにより、**地域に開かれた魅力ある居住環境を形成**
・**東久留米団地、公務員宿舎、小中学校等の適正かつ合理的な土地利用**
・**緑や生活道路のネットワーク**によって、安全で住みよい質の高い市街地環境の形成

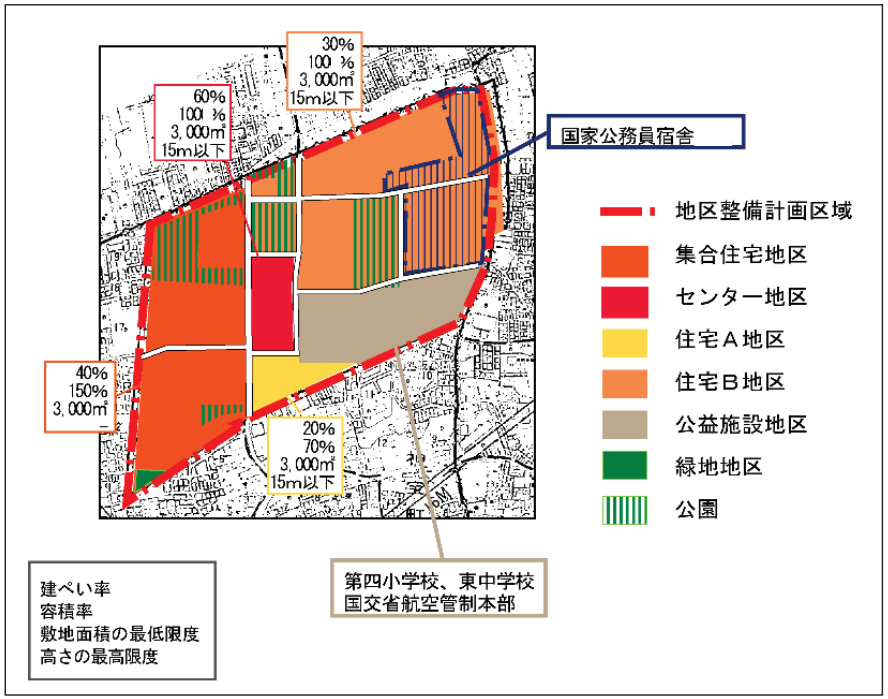
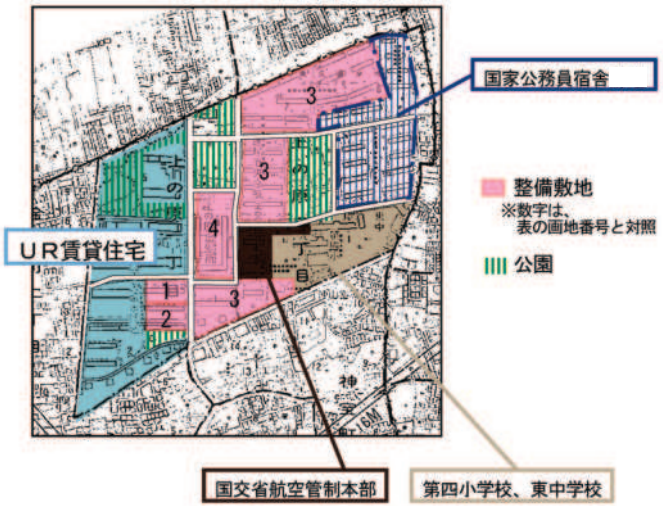


図　東久留米団地整備敷地



画地概要	画地	No.1	No.2	No.3	No.4
	面積	約4，000㎡	約4，500㎡	約51，000㎡	約12，000㎡
	用途地域	第一種中高層住居専用地域			第一種住居地域
	建ぺい率／容積率	40/150	40/150	20/70･30/100	60/100
	造成状況	済	未		
公募予定	公募方法	未定			
	公募時期	平成22年度以降			
	公募用途	未定			
	備考	東村山都市計画地区計画　上の原地区地区計画			

東久留米市による導入機能の検討　← 論点①関連

●東京都は、都営住宅の建て替えで創出した用地を、立地している地域のまちづくりの課題解決に向けて有効に活用していくとしている。

●東久留米市は、東久留米団地再生で生ずる空閑地への新たな産業の導入について、検討を行った。

図　東京都は、都営住宅建て替えで創出した土地を有効活用するとしている

■６ 豊かな住生活の実現

・都心居住の推進、職住が近接した豊かな住環境の形成

・都営住宅など大規模な公共住宅団地は、緑化や景観に配慮しつつ老朽化した団地の更新を進めるとともに、敷地をできる限り有効に利用することにより用地を創出し、地域のまちづくりの種地として活用する。

・長寿命で環境にも配慮した住宅の供給や、マンションの長寿命化・耐震化・建替えの円滑化による良質で環境にやさしい住宅ストックの形成を促進

資料）東京都「東京の都市づくりビジョン（改定）」（平成 21 年 7 月）

図　市は、東久留米団地エリアへの新たな産業のあり方を検討している

■東久留米団地エリアの状況

・東久留米駅から直線で 1 kmほどの場所にある大規模住宅団地であり、都市再生機構(UR)と関東財務局が大半を所有している。

・都市再生機構(UR)は、現在老朽化した公団住宅を再生中であり、この結果生ずる新たな空閑地約 6.3ha を、平成 22 年度以降の土地売却予定地区としている。

・関東財務局が管理している国家公務員宿舎は、公務員宿舎の広さは約 4.2ha あり、まちづくりへの協力も視野に入れた国有地の売却が検討されている。

・駅からのバス便は良いが、道路事情は脆弱であり、幹線道路である東久留米志木線、21 年事業認可申請が予定されているものの、放射 7 号線は計画段階で止まっている。

■活き活き健康都市に

・市は、このエリアを「機能転換を図る都市再生エリアとして整備」するという方針を示している。

・「活き活き健康都市」としてのコンセプト等を例示し、UR 都市機構と連携して、新たな産業導入を構想し、検討を行っている。

＜再生イメージ例に示された導入施設＞

・健康維持施設：スポーツ、アンチエージング施設等
・治療施設：先進医療（再生医療）施設、リハビリ施設等
・教育施設：看護学校、医学・薬学部
・産業機能：研究・研修施設、データセンター、植物工場等
・生活利便施設：近隣商業施設、家庭菜園、ドッグラン等

資料）東久留米市「平成 21 年度　東久留米市における新たな産業のあり方に関する調査」（平成 22 年 3 月）

図　東久留米団地及び周辺の状況



出典）東久留米市「平成 20 年度　東久留米市における新たな産業振興方策検討調査」（平成 20 年 12 月）

建替えにあたって、市民や関係者が協議会をつくって、あるべき姿を検討した例（日野市・多摩平団地）　← 論点①関連

●団地の建替えを進めるにあたり、平成８年から住民、日野市、UR 都市機構による「建替え三者勉強会を設置」して、現在も継続している。

○団地建替え三者勉強会

団地の建替えを進めるにあたり、まちづくりや住まいづくりなど建替えに関する事項を話し合い、決定する場として、住民、日野市、ＵＲ都市機構による「建替え三者勉強会」を平成８年から開催し、14 年目を迎えた現在（平成 22 年）も継続してまちづくりをテーマとして開催しています。

特に多摩平の特徴である緑環境に関しては、三者勉強会を基礎に平成 10 年から住民ワークショップが開催されており、緑の継承を目的とした意見交換や事例見学、多摩平団地内の樹木活用度等の調査など様々な活動を行っています。





屋外環境のきめ細かい取組み、環境配慮技術の導入、住民に対するワークショップ及び、住民・日野市・ＵＲ都市機構による三者勉強会の取組みなどが評価されています。

緑の都市賞会長賞受賞　　2005 年
リブコムアワード銀賞受賞　2008 年

○豊田駅周辺のまちづくり検討

豊田駅を中心とした「まちづくり」をテーマに市民、ＵＲ都市機構、周辺企業、関係機関等の参加による懇談会、協議会を開催しています。

主に駅周辺の整備や活性化、交通インフラの整備等を課題として検討を行ってきており、これらの検討経過を踏まえ、まちづくり条例に基づく「多摩平の森重点地区まちづくり協議会」を発足し、本計画の策定に至っています。

平成 12 年～　豊田駅北口周辺まちづくり懇談会
平成 17 年～　豊田駅周辺まちづくり協議会（継続中）
平成 21 年～　多摩平の森重点地区まちづくり協議会



出典）日野市都市計画課資料

図　多摩平団地周辺の状況

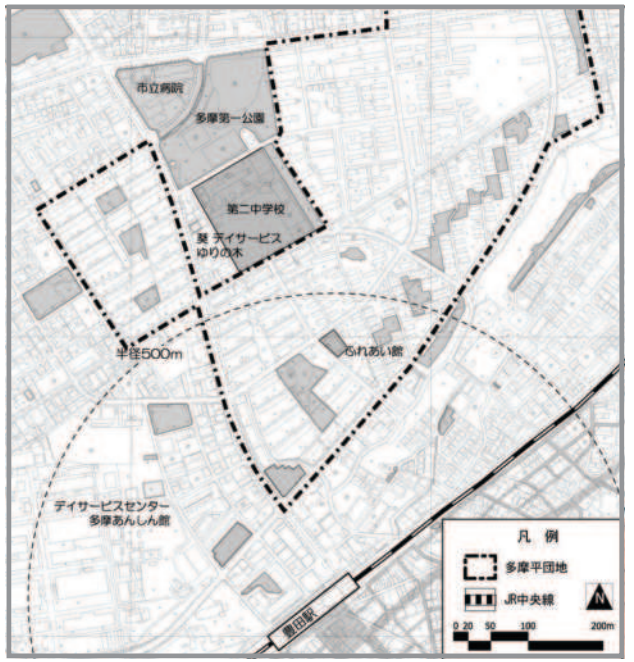


図　多摩平団地を含む豊田駅周辺のまちづくりの経過と背景

昭和33年　多摩平団地完成（2792戸）
昭和40年　豊田土地区画整理事業完了　（日本住宅公団施行）

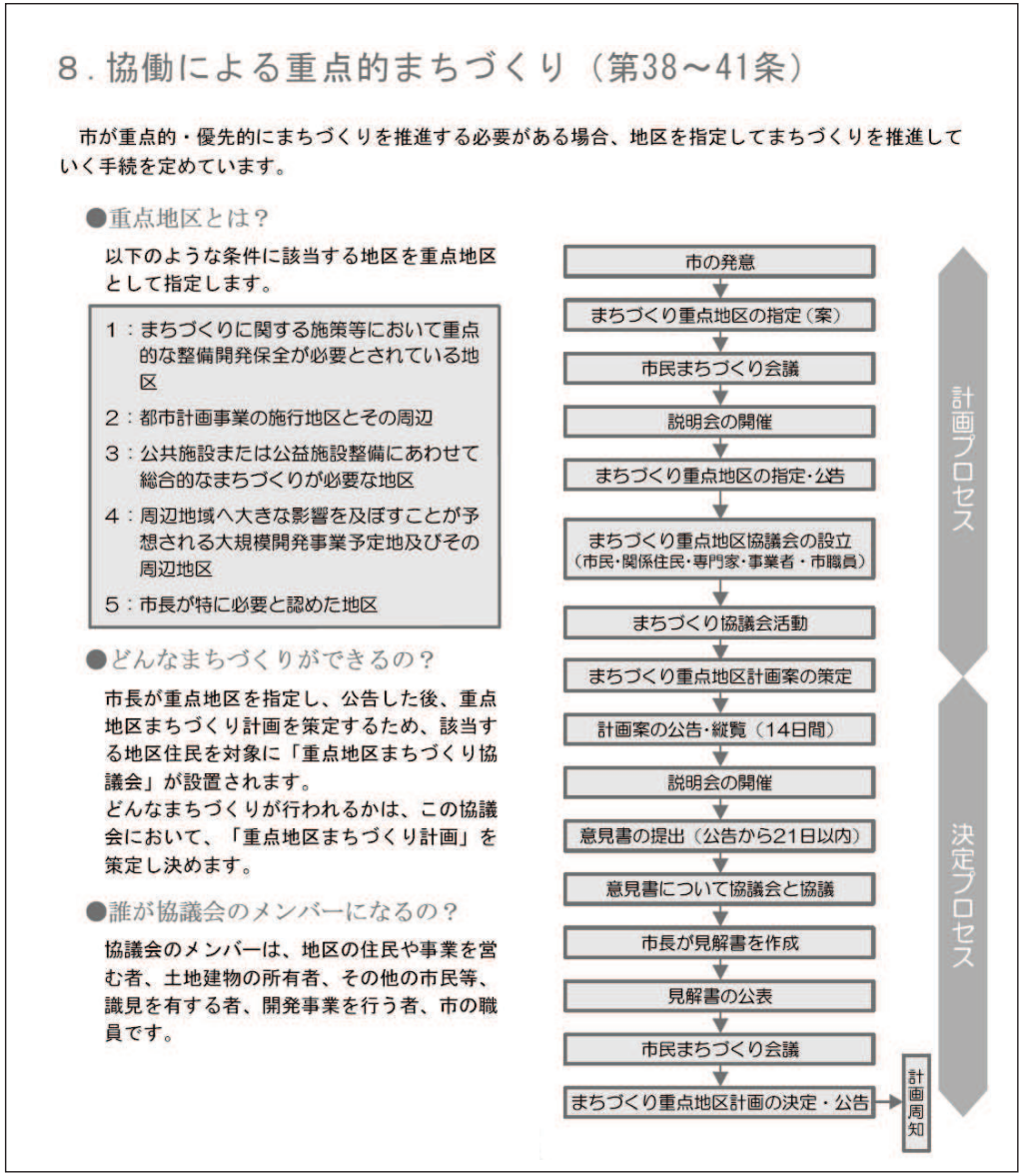
平成　9年　多摩平団地建替事業着手
▶ 平成１２年　「豊田駅北口周辺まちづくり協議会」設置　（平成14年まで）
平成１４年　日野市立病院開設
平成１６年　都市基盤整備公団の独立行政法人化
▶ 平成１７年　「豊田駅周辺まちづくり協議会」設置
平成１８年　市へ当初の建替計画（4400戸の賃貸住宅整備計画）の変更の申入れ

まちづくり条例の施行　H１８．１０～

平成１９年　賃貸住宅の建替、戻り入居完了　（1,528戸）　ほか都営住宅162戸
平成２０年　「多摩平団地建替事業の整備敷地における総合的なまちづくりに関する
　　基本協定書」の締結　（平成20年12月）
平成２１年　まちづくり条例に基く「まちづくり重点地区」の指定
▶ 平成２１年　「多摩平の森重点地区まちづくり協議会」設置

建替えにあたって、市民や関係者が協議会をつくって、あるべき姿を検討した例（日野市・多摩平団地） つづき ← 論点①関連

図　日野市まちづくり条例　（協働による重点的まちづくり）



8．協働による重点的まちづくり（第38～41条）

市が重点的・優先的にまちづくりを推進する必要がある場合、地区を指定してまちづくりを推進していく手続を定めています。

●重点地区とは？

以下のような条件に該当する地区を重点地区として指定します。

1：まちづくりに関する施策等において重点的な整備開発保全が必要とされている地区
2：都市計画事業の施行地区とその周辺
3：公共施設または公益施設整備にあわせて総合的なまちづくりが必要な地区
4：周辺地域へ大きな影響を及ぼすことが予想される大規模開発事業予定地及びその周辺地区
5：市長が特に必要と認めた地区

●どんなまちづくりができるの？

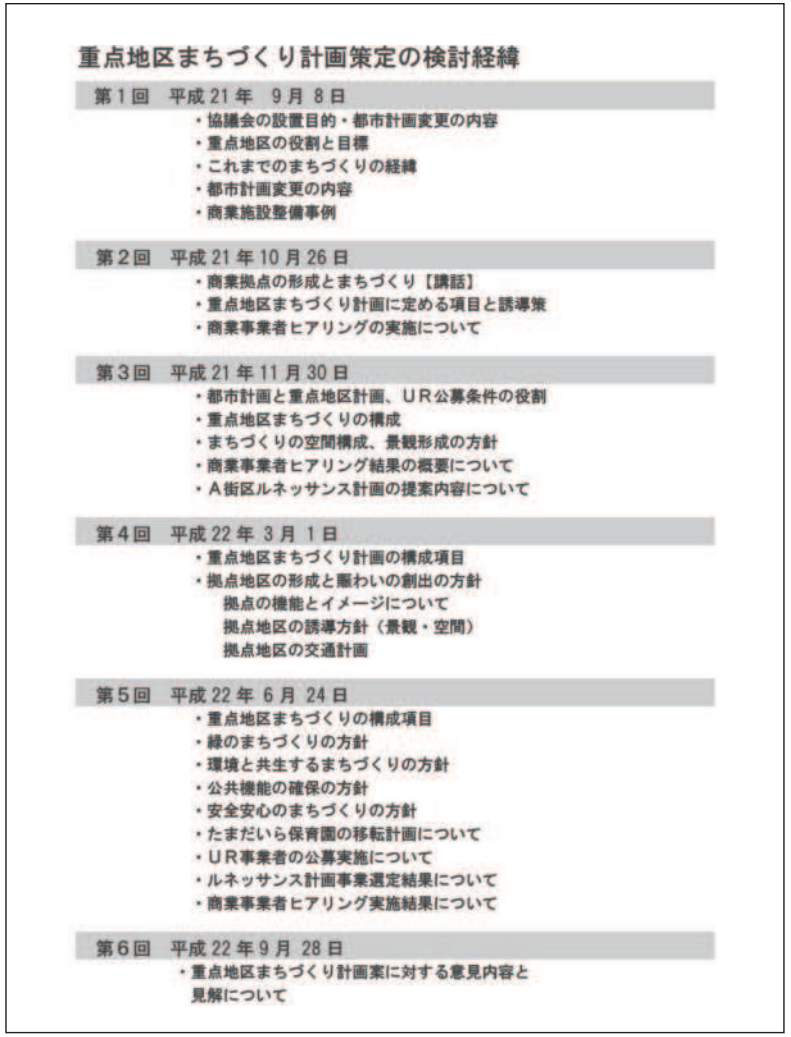
市長が重点地区を指定し、公告した後、重点地区まちづくり計画を策定するため、該当する地区住民を対象に「重点地区まちづくり協議会」が設置されます。
どんなまちづくりが行われるかは、この協議会において、「重点地区まちづくり計画」を策定し決めます。

●誰が協議会のメンバーになるの？

協議会のメンバーは、地区の住民や事業を営む者、土地建物の所有者、その他の市民等、識見を有する者、開発事業を行う者、市の職員です。

出典）日野市「日野市まちづくり条例　ガイド」

図　重点地区まちづくり計画策定の経緯



重点地区まちづくり計画策定の検討経緯

第1回　平成21年　9月8日
- 協議会の設置目的・都市計画変更の内容
- 重点地区の役割と目標
- これまでのまちづくりの経緯
- 都市計画変更の内容
- 商業施設整備事例

第2回　平成21年10月26日
- 商業拠点の形成とまちづくり【講話】
- 重点地区まちづくり計画に定める項目と誘導策
- 商業事業者ヒアリングの実施について

第3回　平成21年11月30日
- 都市計画と重点地区計画、UR公募条件の役割
- 重点地区まちづくりの構成
- まちづくりの空間構成、景観形成の方針
- 商業事業者ヒアリング結果の概要について
- A街区ルネッサンス計画の提案内容について

第4回　平成22年3月1日
- 重点地区まちづくり計画の構成項目
- 拠点地区の形成と賑わいの創出の方針
  - 拠点の機能とイメージについて
  - 拠点地区の誘導方針（景観・空間）
  - 拠点地区の交通計画

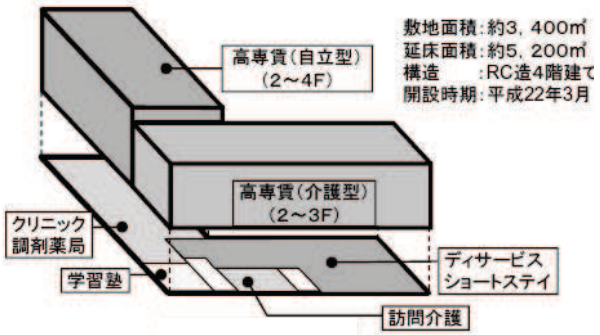
第5回　平成22年6月24日
- 重点地区まちづくりの構成項目
- 緑のまちづくりの方針
- 環境と共生するまちづくりの方針
- 公共機能の確保の方針
- 安全安心のまちづくりの方針
- たまだいら保育園の移転計画について
- UR事業者の公募実施について
- ルネッサンス計画事業選定結果について
- 商業事業者ヒアリング実施結果について

第6回　平成22年9月28日
- 重点地区まちづくり計画案に対する意見内容と見解について

出典）日野市都市計画課資料

売却要件や自治体の要請などで、建て替えで生じた土地に高齢者施設や子育て施設を誘導した例 ← 論点①関連

●建て替えで生じた土地、団地居住者や地域住民も利用可能な高齢者住宅・施設を整備することを要件に公募。選定された民間事業者に土地賃貸し、高齢者専用賃貸住宅、デイサービス、ショートステイや地域の中核病院が運営するクリニック等を導入。





高専賃（自立型）
・24戸：定員1～2名
・1DK（34.65㎡）～1LDK（70.41㎡）

高専賃（介護型）
・57戸：定員1名
・1ルーム（18.16㎡～22.96㎡）

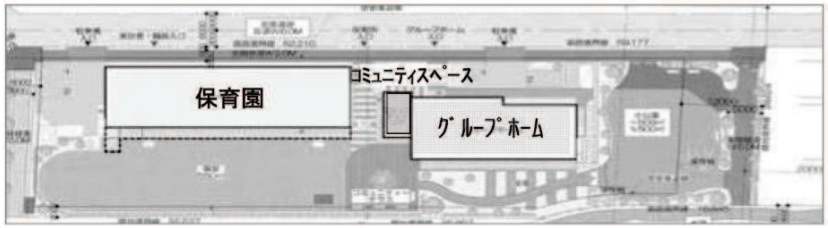
●足立区の要請に基づき、建替えで生じた土地に認知症高齢者グループホーム・認可保育園を誘致

東綾瀬団地（足立区　）

■導入の経緯
UR賃貸住宅団地の建替によって生じた敷地について、足立区の要請に基づき、地域に不足するグループホーム及び認可保育園を誘致（民設民営）。

■施設概要
事業者　：スターツケアサービス㈱
敷地面積：3,431㎡（土地賃貸；定期借地50年間）
延床面積：認知症グループホーム　約５５０㎡（木造２階建て）　2ユニット×9＝18名
　　認可保育園　約７４０㎡（木造２階建て）　定員　100名規模

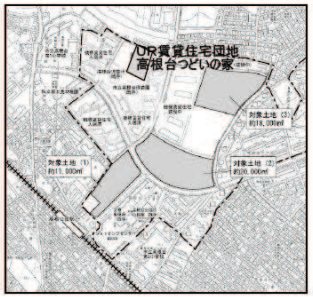
■施設の特徴
グループホーム入居者と保育園の交流を図るため、コミュニティスペースを設置した。



●建て替えで生じた土地を民間事業者に譲渡し、高齢者専用賃貸住宅、介護施設等を整備

高根台団地（船橋市、昭和 36 年入居開始）

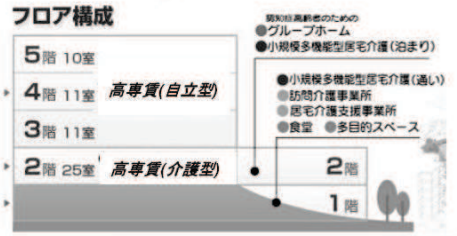
＜施設概要＞
・高齢者専用賃貸住宅（自立型・介護型）　・小規模多機能型居宅介護　・グループホーム
・訪問介護事業所　・食堂（昼食時周辺開放）



＜団地諸元＞
○敷地面積：４４．７ha
○従前管理戸数：4,608戸
○管理戸数：2,822戸（平成20年度末）

＜施設関係諸元＞
・事業者　㈱生活科学運営
・敷地面積　約3,610㎡
・延床面積　約3,451㎡
・構造規模　RC造、5階建
・開設時期　平成21年6月

フロア構成




高根台つどいの家外観

☆自治会要望による多目的ｽﾍﾟｰｽの設置
☆地元配食事業者を自治会へ相談し誘致

出典）国土交通省「安心生活創造事業推進検討会」（平成 22 年 9 月 10 日検討会資料）

地域に開かれた団地づくり、みどりの保全・継承、生活関連施設の導入状況　← 論点②③関連

●東久留米団地（UR 賃貸住宅）の現状等

○団地概要（事業着手：H13 年３月）
- 昭和 37・38 年管理開始
- 戸数：建替前 2,280 戸、建替後 1,016 戸

○建替事業による多様な住宅供給

専有面積　建替前26㎡～49㎡　→　建替後37㎡～100㎡

住戸型式　建替前１DK～3K　→　建替後１DK～3LDK

○団地自治会との緑のワークショップ



ワークショップの様子



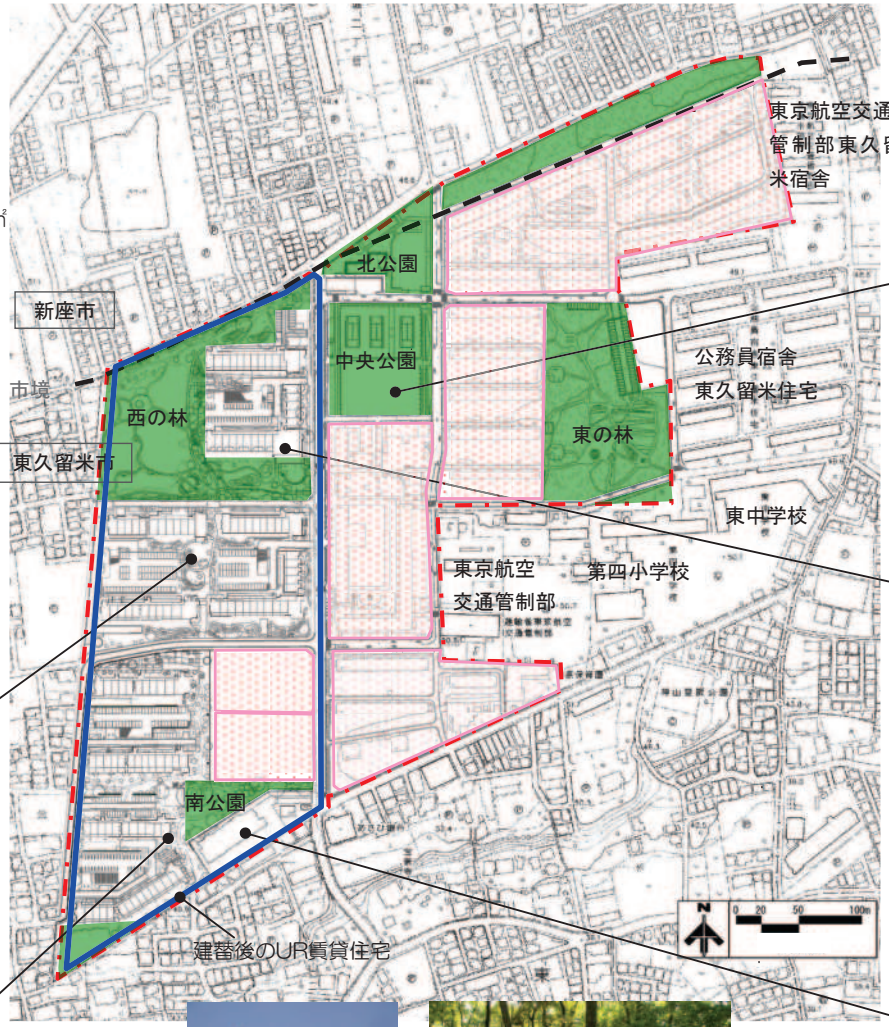
屋外設計への居住者提案



保存樹木の選定



共同花壇づくり







既存の緑、樹木の保存・継承

○団地自治会の活動
- 夏祭りの開催　・防災見守り活動　・バスハイク
- さわやか談話室（集会所で手作り軽食と茶菓を囲んで団らん:月１回）
- 花壇クラブ　・ゴキブリ団子作り
- リサイクル市　・敬老のお祝い　など



夏祭り



さわやか談話室（団地自治会HPより）

○子育て支援施設機能の拡充
- 整備敷地の活用による保育園及び子ども家庭支援センターの整備（公設民営）



保育園・子ども家庭支援センター

地域に開かれた団地づくり、みどりの保全・継承、生活関連施設の導入状況　← 論点②③関連

●ひばりが丘団地（UR 賃貸住宅）の現状等

○団地概要（事業着手：H11 年 3 月）
- 昭和 34・35 年管理開始
- 戸数：建替前 2,714 戸、建替後 1,504 戸

○建替事業による多様な住宅供給

専有面積　建替前26㎡～60㎡　→　建替後40㎡～106㎡

住戸型式　建替前１DK～4K　→　建替後１K～4LDK

○生活拠点の再生



商業施設

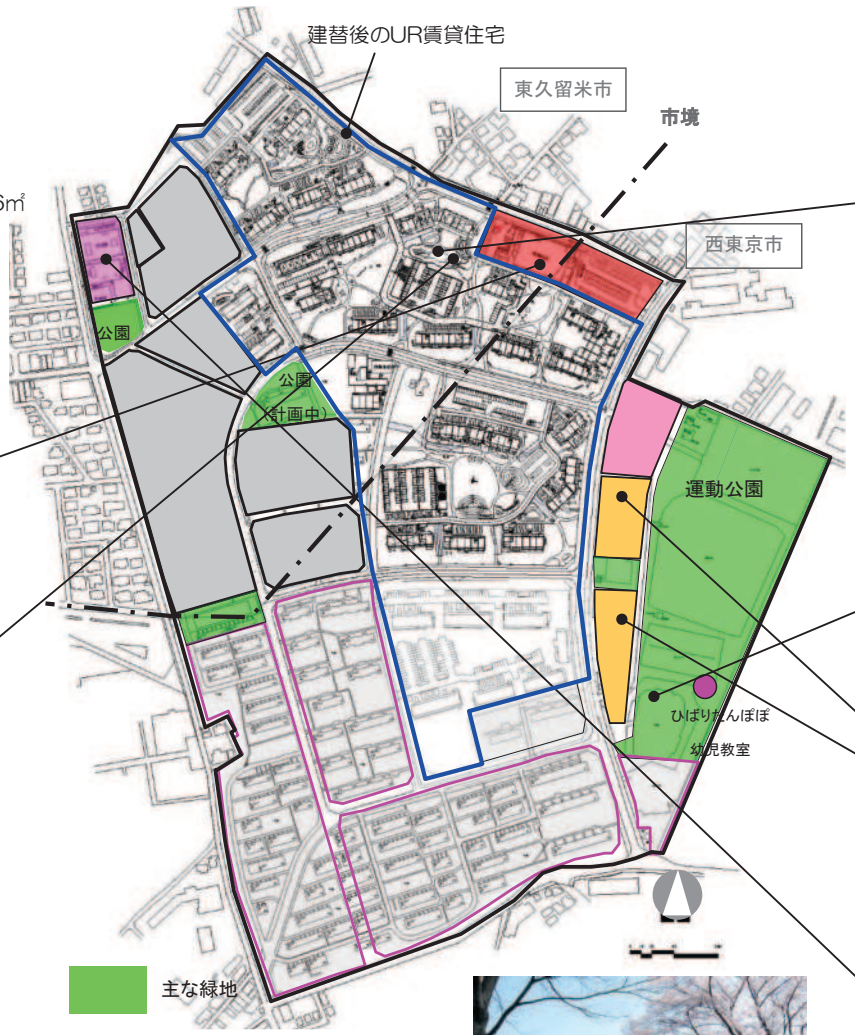
○自治会との緑のワークショップ



お米づくり



共同花壇







既存の緑、樹木の保存・継承

○コミュニティの形成・交流の場



ビオトープ



夏祭り

○高齢者・子育て施設の導入



特別養護老人ホーム



保育園
児童館

地域に開かれた団地づくり　バリアフリー化実施中　← 論点②③'⑤'関連

●滝山団地（ＵＲ賃貸住宅）の現状等

○滝山団地概要
- ・昭和 43 年管理開始
- ・賃貸：1,060 戸（分譲：2,120 戸）

○滝山東団地概要
- ・昭和 62 年管理開始
- ・賃貸：36 戸

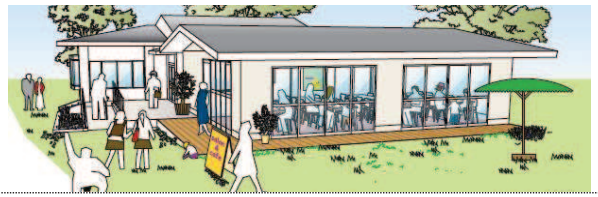


入居(昭和 43 年 12 月～44 年 2 月)当時の滝山団地
周りには西武バス車庫・営業所、学校くらいで、まだ何もありませんでした。

○UR 都市機構の取り組み
- ・中層階段室住棟の EV 設置(8 棟 33 基設置)【H23.3 完成予定】
- ・屋外団地環境整備(歩道や階段室前の段差解消、自転車置場の増設等)【H22～24 年実施予定】
- ・生活支援アドバイザーの配置【H23 年度予定】

○滝山団地自治会と UR 都市機構が連携した取り組み
- ・「高齢者等居住安定化推進事業」により既存集会所・E ラウンジを改修し「見守り」「助け合い」の拠点『あんしんつながりの家(仮称)』を形成【H23.5 オープン予定】

『安心つながりの家(仮称)』イメージ図



団地周辺マップ





滝山団地自治会創立 40 周年記念行事
「滝山団地ミニまつり」

○滝山団地自治会と地域との連携
- ・「滝山・前沢みんなの夏祭り」を団地自治会とNPO法人「東久留米ふれあいの街」により共催



滝山・前沢みんなの夏祭り
（NPO 法人東久留米ふれあいの街 HP より）

○滝山団地自治会の主な活動
- ・１～2 ヶ月に１回の「食事会」の開催
- ・会員同士の助け合い「孫の手クラブ」の活動
- ・１ヶ月に１回の「一品持ちより食事会」、「2・3 丁目ティータイム」、「月曜ティータイム」、「セラバント体操」の開催
- ・新聞などの資源集団回収
- ・灯油の共同購入、レンジフード清掃の斡旋
- ・ゴキブリ団子づくり



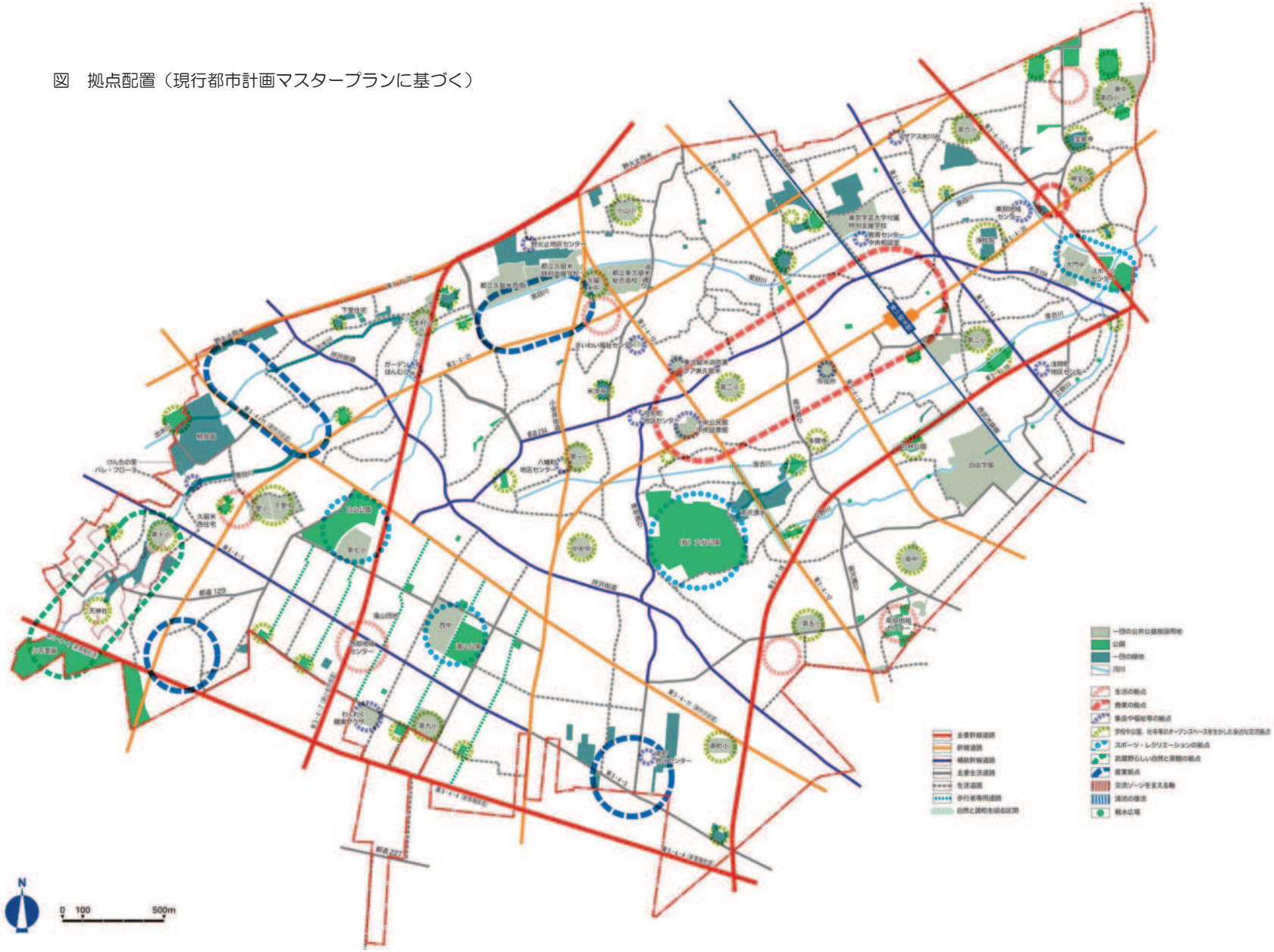
ひな祭り食事会



ゴキブリ団子づくり

団地は生活拠点に位置づけられている ← 論点③③’関連

図　拠点配置（現行都市計画マスタープランに基づく）



東久留米市内の生活関連施設の配置をみると、団地には生活関連施設が多く所在　← 論点③③’関連

図　中学校区（灰色）・小学校区（黒線）



図　施設配置図



資料）東久留米市「暮らしのしおり」（平成 21 年 11 月）、学校区：東久留米市資料

団地内の空き施設等を活用して、自治会・NPO も協力して生活関連サービスを提供　論点③’関連

● UR 都市機構と NPO せたがや子育てネットが協働で、周辺住民も利用できる常設の子育て支援施設を運営。UR は団地集会所を場所として提供

●空き施設を活用して自治会中心の協議会がサロンを運営

百草団地（日野市　2,028戸、昭和 44 年度管理開始）

《施設概要》
・自治会が中心となった「百草ふれあい協議会」が地域高齢者交流支援施設「百草団地ふれあいサロン」を運営
・日野市の高齢者見守り支援事業として、市が運営費を補助



●空き施設を活用して高齢者支援施設を誘致

日の出町団地（足立区　764 戸、昭和 42 年度管理開始

《施設概要》

①デイサービスセンター
一般デイサービス、認知症デイサービス

②地域包括支援センター
高齢者の総合相談、介護予防ケアプラン作成、訪問による個別相談、家族介護者教室の開催等

③総合ボランティアセンター
ボランティアコーディネート、ボランティア講座の開催、在宅福祉の推進（手話通訳者派遣、車いす及びリフト付自動車の貸し出し）等

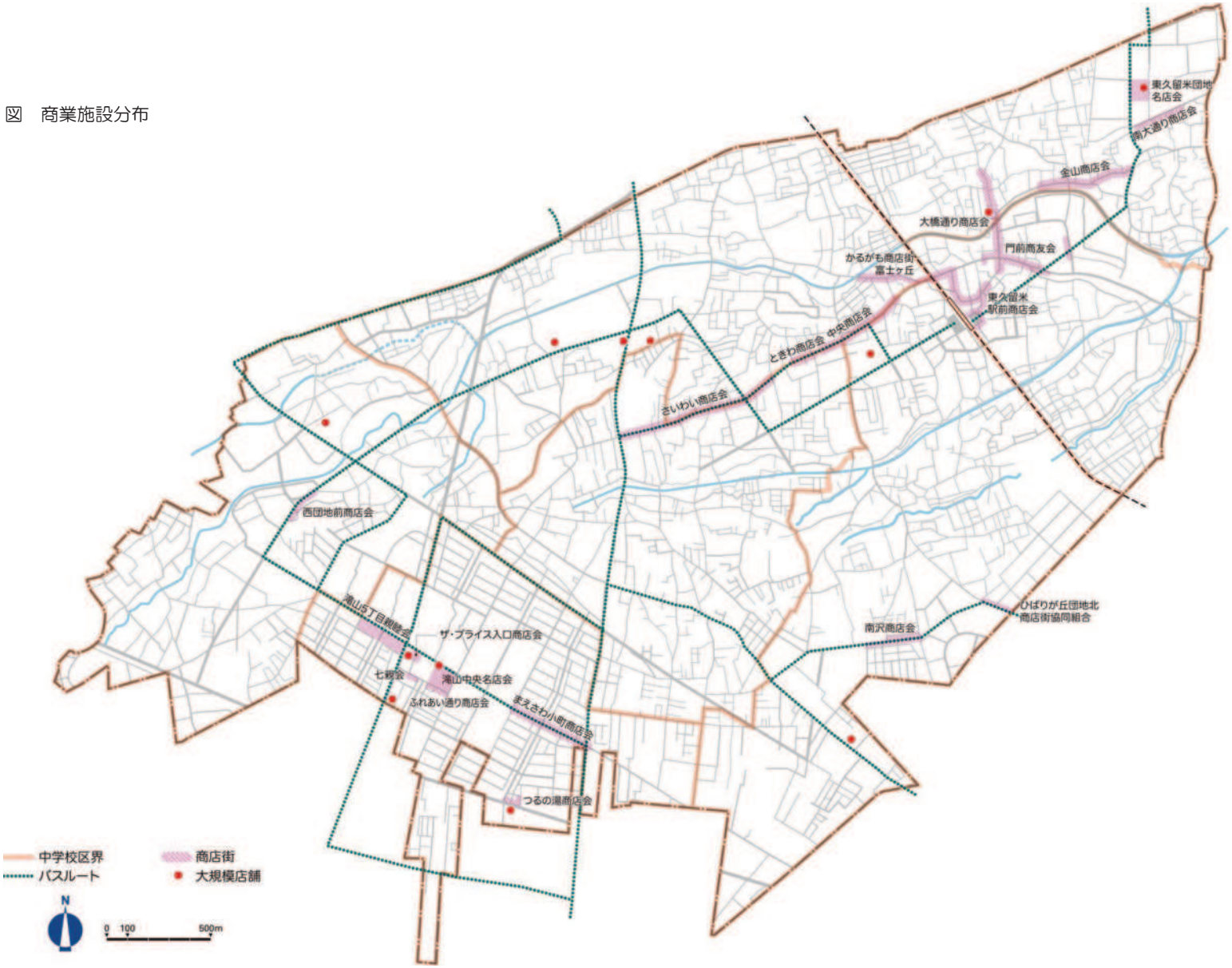


地域包括支援センター「日の出」

● 団地自治会が設立した NPO が、団地の１階でレストランを開業

東久留米市内の商業施設配置をみると、団地には商店街が存在 ← 論点④関連

図　商業施設分布



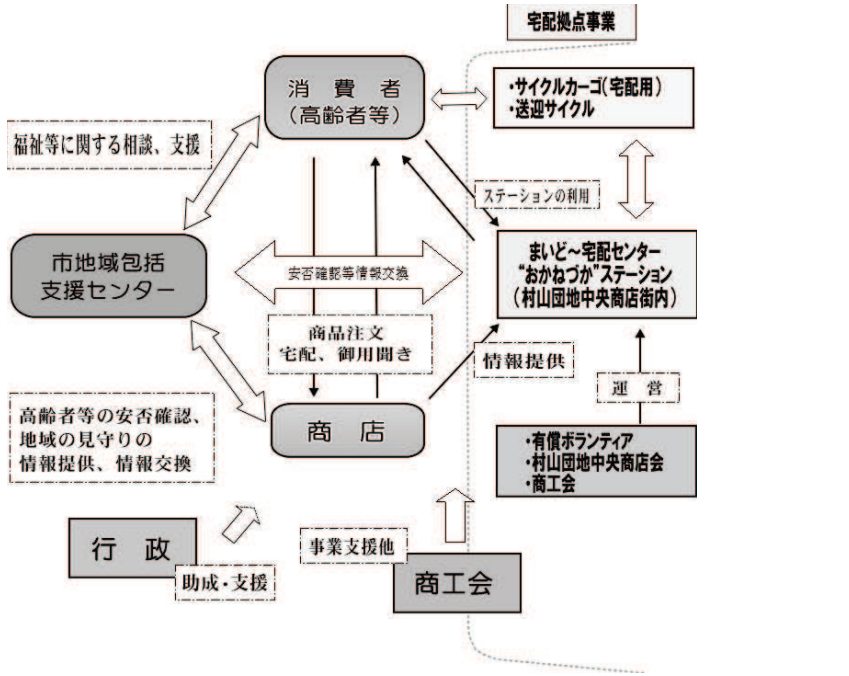
資料）東久留米市産業振興課「いいとこ　トコトコ　ひがしくるめ　東久留米市観光マップ」（平成 21 年 11 月）
東洋経済「全国大型小売店総覧 2008」← 対象：店舗面積が 1,000 ㎡を超える大型小売店

団地商店街での商業振興＋高齢化対応の事例　← 論点④関連

●商店街で宅配と地域の見守り「まいど～宅配センター“おかねづかステーション”」

村山団地中央商店街内の空き店舗を活用して宅配事業の拠点を設置すると共に、宅配用と送迎用の自転車を各１台配備。コミュニティづくりや福祉の一助、そして商業振興、地域活性化目的として活動

（平成２１年９月より試験的に実施）





出典）武蔵村山商工会議所ホームページ

参考:「一団地の住宅団地」の指定廃止と地区計画の適用

●「一団地の住宅施設」の指定の廃止と地区計画の適用

一団地の住宅団地とは？

都市計画法による位置付け(法第11条第1項)
「道路、公園、上下水道など良好な都市環境を保持するために必要となる施設(都市施設)の一つ」

一団地の意味
「住宅が計画的につくられる一団の土地」

一団地の住宅施設とは(法第11条第1項第8号)
「一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設」

一団地の住宅施設の目的
「良好な住環境を有する住宅の集団的建設と、これに付随する道路、公園等の公共・公益的施設の総合的な整備を図ること」

「一団地の住宅施設」の指定の廃止と地区計画の適用

●国土交通省　都市計画運用指針（平成12年12月）

⇒一団地の住宅施設の見直しについての考え方

社会情勢の変化により現状の規制内容が必ずしも実態に合わなくなった場合にあっては、土地利用や周辺市街地の状況等を勘案し、地区計画の活用等により引続き良好な居住環境を確保した上で、一団地の住宅施設を廃止する事が望ましい。(抜粋)

●東京都における「一団地の住宅施設」の都市計画の見直し方針（平成13年12月）

⇒東京都決定となる2,000戸以上の「一団地の住宅施設」については、国の運用指針を踏まえ、地区計画の活用を図る。

ひばりが丘一団地の住宅施設（東京都決定）

↓ 移行

ひばりが丘地区地区計画（東久留米市決定）

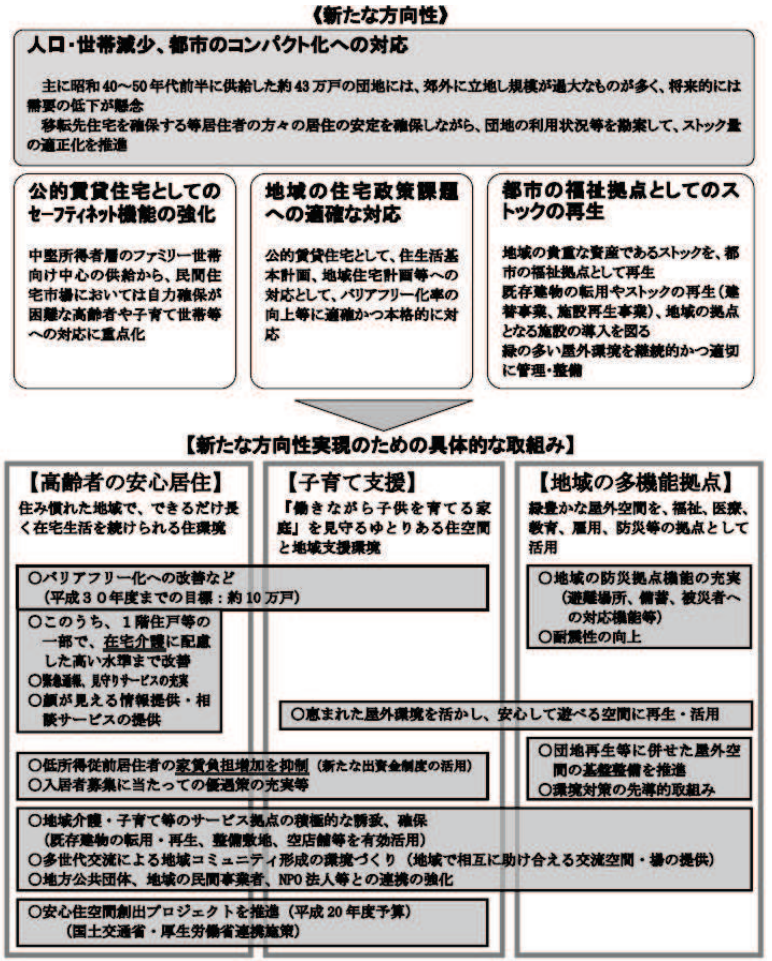
ひばりが丘地区地区計画（西東京市決定）

UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針

●UR 都市機構は、UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針で、「居住者の居住の安定を確保しつつ、地域および団地毎の特性に応じた再生・再編を図っていく」という理念を掲げ、滝山団地では、EV の設置などの改修を進めている。

●また、以下のように、地域の多機能拠点としての活用などの方向性などを示している。

図　UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針



出典）UR 都市機構「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」（平成 20 年 2 月 29 日更新）

参考：団地における高齢者支援（ソフトサービス）の例

●ＵＲ賃貸住宅における高齢者等の見守りサービス：自治会の協力が得られた場合に実施できる

UR賃貸住宅に居住する高齢者等を対象とした見守りサービスを、関連法人や団地自治会と連携するなどして実施　⇒　対象団地拡大中（平成21年度末実績は下記のとおり）

あんしん登録カード（平成１５年度～）

・緊急時の連絡等速やかな対応ができるよう、希望する高齢者等が緊急連絡先、かかりつけ医師等の情報をあらかじめカードに記入して登録
・カードはUR（業務受託者（財）住宅管理協会）と団地自治会が保管
・東京都内30団地で約1，680名が登録



あんしんコール（平成１８年度～）

・住宅管理センター（業務受託者（財）住宅管理協会）の高齢者相談員から、希望する高齢者等に週1回電話で安否確認
・応答がない場合等は、団地自治会が住戸を訪問して安否確認
・東京都内10団地で約140名が登録



ごみ出しサービス（平成１５年度～）

・自力でごみを出すことが困難な高齢者等に対し、団地内清掃業務を行っている事業者の清掃作業員がごみ出しを実施（週2回収集の場合月額500円）
・連絡がとれない場合等はURに連絡、URは緊急連絡先へ連絡などの安否確認
・東京都内18団地で約40名が利用



●ＵＲ賃貸住宅における高齢者支援の取り組み：生活支援アドバイザー（試行中）

